

議員提出議案第2号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年4月30日

提出者 三朝町議会議員 岡本岩夫
賛成者 三朝町議会議員 小椋昭一
賛成者 三朝町議会議員 香川和久
賛成者 三朝町議会議員 杉原憲靖
賛成者 三朝町議会議員 横木文雄
賛成者 三朝町議会議員 徳田修一郎
賛成者 三朝町議会議員 牧田武文

平成14年4月30日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
総務常任委員会	略	総務課・財務課・税務課及びブランナールみささに関する事項並びに他の委員会に属しない事項	総務常任委員会	略	総務課・企画課・税務課及びブランナールみささに関する事項並びに他の委員会に属しない事項

産業建設常 任委員会	略	農林課・建設 課・ <u>企画観光</u> 課・水道課及び 農業委員会に 関する事項	産業建設常 任委員会	略	農林課・建設 課・ <u>観光</u> 課・水道課及び 農業委員会に 関する事項
教育民生常 任委員会	略	町民課及び 教育委員会に 関する事項	教育民生常 任委員会	略	町民課及び 教育委員会に 関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。